**様式3(第7条・第10条関係)**

国福発第　　号

　　　　　　　年　月　日

国頭村字

　様

国頭村長

**介 護 用 品 支 給 証 交 付 ( 決 定 ・ 変 更 ) 通 知 書**

年　　月　日付、介護用品支給証交付申請・変更申請については、次のとおり決定したので通知します。

記

　　1　帯主氏名　：

　　2　支給証の有効期間内の支給限度額

(1)　　75,000円（月額6,250円）

　　　(2)　 100,000円（月額8,334円）「家族介護者交流事業を希望しない場合」

　　3　支給証の有効期間　：　　　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　　日

　　4　自己負担金：上記に掲げる支給限度額の範囲内において、無料とする。

　　5　支給する介護用品

　　6　利用できる事業所 　　支給証をご覧下さい。

　　7　利用等の諸注意

　　8　備 考 欄

（注意事項）

１：用品をその目的以外に使用したり譲渡することは、固く禁じられております。

　　２：次の各号に該当する場合は、費用の全部または一部を返還請求してもらう場合があります。

　　　　①偽りその他の手段により、給付券を受け取った場合

　　　　②用品をその目的以外に使用したり譲渡した場合

③要綱第12条の変更事由が生じたにもかかわらず、翌月以降も継続して給付を受けた場合

　　　　④要綱第4条に掲げる介護用品以外の物の給付を受けた場合